平成16年
３月５日号
No.1158
● 毎月5・15・25日発行

広報かもがわ

● 編集発行・鴨川市役所秘書課
広報広聴係
● 電話・0470(93)7827
● FAX・0470(93)7850
● 鴨川市横渚1450
● 郵便番号・296-8601

身近な郵便局で
窓口サービスが始まります

４月１日㈭スタート
試験運用は３月29日から

お近くの郵便局で証明書が受け取れます

鴨川前原、鴨川田原、東条、長狭、金束、太海、曽呂の７局

市では四月一日から、出張所の窓口業務を郵便局に委託するとともに、出張所を統廃合します。委託をする郵便局は、鴨川前原郵便局など市内七局で、これらの局では住民票の写しや証明書などの交付を受けることができます。なお、吉尾・江見出張所と全ての公民館は、これまでどおりご利用いただけます。これらにより、年間五千万円程度のコスト削減が見込まれています。同時に市では、総合窓口を休日開庁したり、各担当課窓口の平日の取り扱い時間を延長するなど、今後も行政組織のスリム化と市民サービスの向上に努めていきます。

受付時間は平日の午前９時～午後４時
出張所は吉尾・江見の２か所に統廃合
住民票の写しや税務証明書など

市内７郵便局で戸籍などの届け出は市役所へ

四月一日から住民票の写しなどの事務を取り扱う郵便局は鴨川前原郵便局など、市内七つの特定郵便局です。

取り扱い日は土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日で、時間は午前九時から午後四時までです。

サービスの内容は、住民票の写しや税務証明書など、諸証明書の交付をはじめ、はりきゅう・マッサージ利用券の交付、粗大ごみ処理券の販売などです。

ただし、住民票の転出入届や婚姻届などの戸籍の届け出事務は取り扱うことができません。市役所市民課または、出張所で手続きをお願いします。》別表①《

必ず本人が手続きを本人確認書を忘れずに

証明書の申請方法などは、これまで出張所で行っていた手続きと同じです。手数料も変わりません。

ただし、郵便局では代理人による申請や証明書の受け取りはできません。必ず本人がおいでください。その際、運転免許証や保険証、年金手帳、パスポートなど、本人確認書が必要です。

手続きには専用回線を使用個人情報をしっかりガード

証明書などの発行手続きは、市役所と各郵便局を結ぶ専用回線でやりとりされるほか、戸籍や住民記録の情報などは市が管理します。また、市職員と同様、郵便局員にも厳しい守秘義務が課せられ、個人情報の保護が図られます。どうぞ、安心してご利用ください。

市民サービスの維持と低コスト化を両立します

出張所の統廃合と郵便局への事務委託により、市民サービス水準はそのままに、年間約五千万円程度のコストが削減されます。

市では今後も、コストの削減と行政サービスの維持の両立に努めながら、行財政改革を推進していきます。

吉尾・江見出張所は存続公民館もこれまでどおり

郵便局の窓口サービスの開始に伴い、四月以降、鴨川出張所など市内七つの出張所は廃止となりますが、吉尾・江見出張所は存続、出張所に併設の公民館も、すべての施設が今までどおり利用できます。》別表②《

《別表①》取扱郵便局とサービス内容

■取り扱う郵便局（７つの郵便局）

鴨川地区	鴨川前原郵便局、東条郵便局、鴨川田原郵便局
長狭地区	長狭郵便局、金束郵便局
江見地区	太海郵便局、曽呂郵便局
▷取り扱い日 ▷受付時間	土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日 午前９時から午後４時まで

・鴨川郵便局と寺門郵便局、江見郵便局では取り扱いません

■取り扱うサービスの種類

証明などの交付事務		
証明書などの種類	手数料（各1通当たり）	問い合わせ先
戸籍謄本、戸籍抄本、除籍の記載事項証明書	450円	市民課（☎㉝7831）
除籍謄本、除籍抄本	750円	
戸籍の記載事項証明書、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書	350円	
住民票の写し	300円	
納税証明書、所得証明書、市民税県民税決定証明書、住民税非課税証明書、所在証明書（普通自動車用）、公課証明書、資産証明書、評価証明書	350円（各1枚当たり）	（☎㉝7832）税務課
軽自動車税納税証明書、所在証明書（軽自動車用）	―	
利用券の交付事務		
はりきゅう・マッサージ利用券	健康管理課（☎㉝7111）	
福祉タクシー利用券	福祉課（☎㉝7112）	
販売事務（料金）		
粗大ごみ処理券（500円、4月1日以降）	環境課（☎㉝7838）	

・戸籍や住民票の届け出書は取り扱うことができません。市役所１階の市民課または吉尾・江見の各出張所で手続きしてください。なお、戸籍謄本などのサービスは９月中旬以降になります
・諸証明書の交付には、必ず本人が申請してください
・諸証明書や利用券などについて、詳しくは市の担当課に問い合わせください

ますます便利な総合窓口に
証明書など を年中無休で交付
休日の受け取りは事前予約で

「平日は市役所に行けない」、「窓口がもう少し遅くまで開いていたら」ー。市では、このような要望に応え、市役所一階の総合窓口をはじめ各担当課窓口の取り扱い時間を延長します。

さらに、平日では本庁を休日にも開庁します。

いずれも四月一日から試験的に始めます。どうぞ、ますます便利になる窓口サービスを、ご利用ください。

■総合窓口の休日開庁
▽開庁日　年中無休
▽開庁時間　午前八時三十分から午後五時十五分
▽取り扱う業務
①諸証明書の交付（住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税務証明書、戸籍、除籍の謄抄本など）
②市税などの収納
③死亡届の受付など
※休日に証明書の交付などを希望される場合は、事前の予約が必要です。平日の五時十五分までに各担当課へご連絡ください
※住民票の転出入届や転居届などは、取り扱うことができません

■平日の取り扱い時間延長
▽延長日　毎週火・木曜日
▽延長時間　午後五時十五分から七時十五分まで
▽取り扱い窓口　市役所、ふれあいセンター、市立図書館のすべての窓口

《別表②》廃止する出張所と存続する出張所

地区名	廃止する出張所	存続する出張所など
鴨川地区	・鴨川出張所 ・東条出張所 ・田原出張所	・鴨川駅西口市民サービスセンター ・ふれあいセンター市民サービスコーナー
長狭地区	・主基出張所 ・大山出張所	・吉尾出張所
江見地区	・太海出張所 ・曽呂出張所	・江見出張所

・吉尾と江見の出張所では、これまでどおり諸証明書の交付や戸籍の届け出などができます
・各地区の出張所に併設されている公民館と中央・西条の各公民館は、引き続き利用できます

とじて保存しましょう